

議員政治倫理審査会記録

平成30年4月27日

【開催日】 平成30年4月27日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時33分

【出席委員】

会 長	河 崎 平 男	副 会 長	山 田 伸 幸
委 員	奥 良 秀	委 員	河 野 朋 子
委 員	笹 木 慶 之	委 員	長谷川 知 司
委 員	松 尾 数 則	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
議 員	伊 場 勇	議 員	岡 山 明
議 員	高 松 秀 樹	被 審 査 議 員	杉 本 保 喜

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	事務局次長	石 田 隆
------	-------	-------	-------

【審査内容】

- 1 杉本保喜議員からの事情の聴取
- 2 その他

午後1時30分開会

河崎平男会長 ただ今から第3回政治倫理審査会を開会いたします。今回の調査請求の対象議員であります杉本保喜議員から事情をお聞きするために、本日、杉本議員にお越しいただきました。ありがとうございます。会議は原則公開とすることとなっておりますので、本日の審査会を公開によ

り開催いたします。まず、このたびの調査請求書及び政治倫理審査会についての申入れについて、委員から杉本議員に質疑いたしますので、お答えください。なお、特定個人のプライバシーに関する発言をすることはできません。もし、特定個人のプライバシーに関する発言をする必要があるときは、本日の審査会の後半に、本審査会を秘密会として発言する機会を設けますので、そのときに秘密会とすべき内容についての発言をしてください。なお、本日の審査会を秘密会とした場合、一般及び報道関係の傍聴者につきましては、退席していただきますので御了承ください。また、秘密会とした場合、議員が秘密会の議事の内容を第三者に知らせた場合、秘密の漏えいを理由に懲罰の対象となりますので、十分注意ください。本日は、杉本議員の事情の聴取が終われば、審査会を終了いたします。次回の審査会では、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査します。次回の審査会の日時については、調整してホームページに掲載いたします。お待たせいたしました。それでは、調査請求書及び政治倫理審査会についての申入れについて、委員が杉本議員に対し質疑をしますので、お答えください。よろしく願いいたします。なお、私、会長から項目を一つずつ言いますので、質疑について1個ずつやりますので、よろしく御協力をお願いいたします。それでは、まず初めの調査請求書についてであります。1、公職選挙法違反容疑ということで出ておまして、調査請求の対象となる事由の内容ですが、一つは祝勝会にどこまで関わったのかという項目です。それでは、一つずつ参りますので委員の皆様、質疑をお願いいたします。

(発言する者多数あり)

河崎平男会長 杉本議員、このことについて何かありますか。

杉本保喜議員 私の宴会への関与の度合いということなんですよね。そもそも今回の件については、警察のほうに届出っていうか、そういうことがあったということで、このような状態になってるわけなんですけど、そもそ

も慰労会をやろうと支持者の人のほうから話が出て、同僚議員も、もう引退するということなので、あわせて慰労会をやろうというようなことになって、新聞のとおり慰労会を開いたということなんですね。

河崎平男会長 慰労会を開いたということでお答えがありましたが、そのほか質疑ありますか。

山田伸幸副会長 それでは今の第1番目の問題なんですが、この慰労会に杉本議員はどの程度の関わりを持っておられたのかが第1番目になります。実際に、これは先方から言われて、相手方から言われて、杉本議員は単なる参加者の一員として参加されたのかどうなのか、その点はいかがでしょうか。

杉本保喜議員 そういう格好でやりますよってということで、もともとが声を掛けた人が、新聞にあるように御住職が声掛けて、ここの私が所属しているお寺というのは年に4回くらい、行事があるたびに反省会を含めて会費制でやってるわけなんですね。その流れの一つという受取が、ほとんどの人があったわけなんです。今回も会費制でやったと。それにプラスして私の、まあ門徒でない人も加わって慰労会を開いたということなんですね。

山田伸幸副会長 では、どの程度の料理を出すとか、あるいは料亭との交渉、それとか会場の設営とか、どういう進行でやっていくとか、そういったことに対して、杉本議員はどのように関わっておられたのでしょうか。

杉本保喜議員 私は、その辺のところは一切関わっていません。したがって、どのような料理が出されるかも分からなかったし、どのような企画でやるかというのも、私、知らなかったという状況なんです。

山田伸幸副会長 では、この宴会っていいですか、これの会費の設定はいくら

であったのか。また、実際のかかった経費はどの程度だったのか。その負担はどうなっていたのかについて、お答えください。

杉本保喜議員 会費はいくらだよというふうに主催者側から聞いて、それを伝えて会費を出しているわけですが、先ほども言いましたようにどのような規模で、どういうふうにやるかという、それから、結果としてどういうふうに費用がかかったんだろうかということも一切私は関知してない、聞いてないんですね。そういう状況です。

河崎平男会長 そのほかにどなたか委員の皆さん、質疑ありますか。

山田伸幸副会長 もう1点は開催日の決定も、では主催者側が決定をされて杉本議員に声を掛けられたということでしょうか。

杉本保喜議員 そのとおりです。その日になったというのも引退議員が引退する日というようなことで、主催者側がこの日がいいだろうということで日にちが設定されたということなんです。

河野朋子委員 今、慰労会という形でされたということですがけれども、経験者というか議員としたときに、そういった会に参加したり、そういうときに少し慎重になるというか、そういうことに対して、その辺り中身はよく分からなかったとは言われるけれども、もしかしてこれが何かに差し障りがあるようなことが、そのあとあるかもしれないとか、参加するに当たって、その時は、そういったことについてはお考えはなかったのでしょうか。

杉本保喜議員 言われるように確かにありました。ただ、その前後で、ちまたで温泉に連れて行ってもらったよとか、いろんな話を耳にしてたんですよ。どこのどうのこうのは言いませんけれど、ちまたでそういう話があちこち聞いてたというようなところがあって、私も慰労会くらいはい

いかなというような思いが多分、端のほうにあったんだろうと、今、反省しているところです。

河野朋子委員 ちょっと今伺ったところで、ちまたで温泉旅行に行ったとかいう話ですけど、これは山陽小野田市の話ですか。その辺はどうなんですか。

杉本保喜議員 この辺りは差し障りがあるものが出てきますので、この辺は答えを保留しておきます。

(発言する者あり)

河崎平男会長 お答えできんということでもありますので、それはそれで。

山田伸幸副会長 ということは、実際にそのような会があったということを御存じであったと。それについての杉本議員のお考えは、それは問題があるんじゃないかというふうな認識を持っておられるということを今、言われたんでしょうか。

杉本保喜議員 そういうことですよね。

河崎平男会長 問題あると思ったということですね。その他何か質疑ありますか。

松尾数則委員 今までの杉本議員の発言を聞いておりましたけれど、慰労会ということで、基本的には公職選挙法で禁止しております祝勝会、当選を祝った祝勝会という認識ではなかったんですか。

杉本保喜議員 慰労会というところで声掛けをして集めていますし、慰労会をやろうということだったんで、そういうふうな形で進められていたわけ

ですね。

山田伸幸副会長 いろいろ話を聞いていくと、その際に横断幕まで準備されたという話を聞いてるんですが、それは祝勝会という、そういうことが掛けられていたんじゃないでしょうか。いかがですか。

杉本保喜議員 横断幕っていうのは、どっかの新聞に一部ちょっと載っておったんですよね。実は私も横断幕を見てびっくりしたんですけれど、そういう状況なんですね。だから自分が横断幕を掲げられているという、そこに行くまでは分からなかったというのが現状です。

河崎平男会長 慰労会と聞いちゃったということですね。現場に行って祝勝会ということが分かったということですね。横断幕でね。1番についての質疑はありませんか。なければ2のほうに行きますが、それでは2番目の項目についてお伺いいたします。4年前にも同じような祝勝会を行っていたのではないかとありますが、いかがですか。

杉本保喜議員 4年前のことですので、ここではお答えは控えます。

河崎平男会長 はい、分かりました。このことについての・・・

山田伸幸副会長 4年前のことを控えると言われたんですが、このことも非常に市民の関心があるところなんですよ。いつもやっていたんじゃないかという疑念が持たれているので、今回のこの質問項目に結び付いていると思ってるんですが、今回の請求書の中ではっきりとそのようなことが書かれておりますので、そのようなことがあったのかないのか、なぜその答えを控えられるのか、その点いかがでしょうか。

杉本保喜議員 今の質問の中で、いつもやってたっていうのは、どういう言質があるのかをお尋ねしたいのですが、よろしいですか。

山田伸幸副会長 要するに、質問に書かれているわけですよ。4年前にも同じような祝勝会を行っていたのではないかと聞かれているので、今言っているわけです。言質とかそういうことではありません。

杉本保喜議員 4年前の同様の宴会を開催したのかという質問ですよ。4年前も慰労会はやってますですね。

河崎平男会長 慰労会としてということですね。

山田伸幸副会長 では、そのときには新人議員として初めて当選されたばかりだと思ってるんですが、そのときに公職選挙法等に抵触するのでしょうか、そういうふうな疑い等はお持ちじゃなかったのでしょうか。

杉本保喜議員 多少はありましたですね。

河崎平男会長 あったということで。

吉永美子委員 先ほど1番目で慰労会ということで、今回勇退の議員の慰労も兼ねてということをおっしゃいましたけども、そうすると4年前のときはその勇退議員というのは現職であられたし、その方の関係は全くなくて、杉本議員の慰労会という形だったということですね、4年前は。

杉本保喜議員 あわせてやってますですね。

吉永美子委員 ということは、その議員と杉本議員と両方の慰労会、4年前も。今回は勇退されることも含めての慰労会ということだったんですか。

山田伸幸副会長 先ほど公職選挙法の抵触についてお聞きをしたんですが、当時、公職選挙法で飲食の接待等に該当するのではないかなとおそれを抱

かれたというふうに、先ほど言われたんですが、なぜそのように感じられたのでしょうか。

河崎平男会長 お答えできますか。

杉本保喜議員 ちょっと質問の意味が分からないんですけど、もう1回。

山田伸幸副会長 先ほど、4年前のことについても大丈夫かなというニュアンスの発言があったと思うので、そのときに公職選挙法に抵触してはいないかというおそれを抱かれたのかどうかということを質問したんです。

杉本保喜議員 その件については、先ほどお答えしたと思うんですがね。

山田伸幸副会長 ですから、その認識をもう一度お答えいただけませんかでしょうか。

杉本保喜議員 公職選挙法を読むと非常に広く書かれてるんですよ。だから非常に皆さんも思いだったと思うんですけど、非常にフアジーな部分があって、恐れる部分っていうのは多々あるというふうに、私は感じているんですね。そういうこともあって、実はそういうような環境の中で、私もおそれがあるかなという思いがあったということですよ。

山田伸幸副会長 4年前と今回の会費の設定は覚えておられるでしょうか。

杉本保喜議員 大体同じだったというふうに記憶しているんですが、大体3,000円くらいですね。

河崎平男会長 会費3,000円ということ。

山田伸幸副会長 全体に関与してないということなんですが、そのときに経費

として支払った額も御存じない、実際の料理の値段も御存じなかったということなんですか。

杉本保喜議員 いずれも関知してないということですね。

山田伸幸副会長 ということは、杉本議員は、今回はちょっと金額が違っていたと思うんですが、前は3,000円の負担をしたということなんでしょうか。

杉本保喜議員 女房も含めて2人分の会費を払っているということですね。

河崎平男会長 2番目の項目は終了してもよろしいですか。何かありますか。いいですか。そしたら3番目の項目の中に入ります。実際に杉本議員が負担した金額はいくらかという調査請求がきておりますので、実際に負担した金額をお答えできればお願いします。

杉本保喜議員 同僚の引退慰労の意味もあって、それから妻の分も含めて、自分の分も含めて2万円。この金額でございます。

河崎平男会長 2万円という金額を負担したということですね。そのほかにどなたか質疑はありますか。

山田伸幸副会長 この2万円ということは会費の設定以上ということになりますよね。その点についての認識はどのように持たれて、2万円とされたのでしょうか。

杉本保喜議員 先ほども言いましたように、同僚議員に対する慰労の意味も含めておるといことです。

山田伸幸副会長 ということは、慰労するのが現金の会費以上の部分だということ

ふうに受け取られるわけですね。ということは直接的な現金の提供がされたということによろしいのでしょうか。

河崎平男会長 杉本議員、お答えできますか。

杉本保喜議員 今言われる感覚とは違うんですね。要するに祝儀っていうか、慰労っていうか、そういう思いで包んだということなんですね。だから、金品の提供という思いはないというほうが正しいかもしれません。

山田伸幸副会長 金額はいくらにしても実際に、私たちがいろんな会に呼ばれたときでも、その食費以上のものを出すということは、公職選挙法に抵触するというのが一般的なんですけど、そうした認識ではなかったということなんですね。

杉本保喜議員 そういう意味合いの気持ちはなかったですね。警察にもそういう話をしましたら、それぞれの人数から見ればドリンク代にもならないということなんで、この辺のところは問題ないというような警察の見解も、私は聞いておるんですね。だから、そういう金品を渡したという思いでなかったということが、むしろ正しいかなという思いがしたんです。

河崎平男会長 そのほかの委員さん、何か質疑ありますか。

吉永美子委員 先ほど勇退議員の慰労の分も含めてと言われましたですね。すると、今回勇退される議員自体は、会費としては出されてないということですか。

河崎平男会長 杉本議員、分からんにゃあ、分からんで答えていただいたら・・・

杉本保喜議員 私が会計をやって見たわけではないんで、その辺のところは、

出したか、出してないかっていうのは定かではないですね。

吉永美子委員 先ほど言われた、今回勇退される議員の慰労の分も含めてっていうのが、ちょっと私はそうすると意味合いが分からなくなって、この方の会費を自分が出してあげるからっていう部分も含まれてっていう発言という意味とは違うっていうことですよ。単純に本来の金額よりも高く出したということになりませんか。

河崎平男会長 杉本議員、もしその辺で答えられれば答えて、答えられなければ、発言していただいたらと思います。

杉本保喜議員 今言われるように、あんまり詳しくというか、どうこうというのはあんまり考えなかったですね。ただ、そういう縁も含めて包んでおく必要があるかなっていう思いで、2万円包んだという現実問題なんですよね。

山田伸幸副会長 次の質問にも関わってくるので、あまりここでは触れてはいけない、次の質問にも触れてくるのでなかなか言いにくいんですけど、会費以上のものを出すということに問題があるという認識はお持ちではなかったということですね。

河崎平男会長 いいですか、今のは、回答は。分からなければ分からないで、答えられれば答えていただいたらと・・・

杉本保喜議員 さっきから言いますように同僚議員の慰労の意味も含めて、そういうふうに包んだっていう単純なそれだけのことなんですよね。だから、言われるように、このお金がどうのこうのっていう寄附行為とか、そういうようなものは全く意識はなかったっていうのが正しいと思うんですよね。

山田伸幸副会長　これは私がいろいろの間聞き取り調査なんかしてきた中で、当初杉本議員に対して、今支払われた以上の金額の負担を求められたのではないかというふうなことをお聞きしているんですが、そういうことはありませんでしたか。

杉本保喜議員　それはどこから聞いたのか分かりませんが、それはいいですね。

河崎平男会長　ないということです。そのほかに委員の皆さん、質疑ありますか。ないようでしたら次の項目に移らせていただきます。4項目であります。杉本議員が負担した金額は寄附行為に当たるのではないかとということですが、どうですか、杉本議員、その辺のお考えは・・・

杉本保喜議員　先ほどから申しますように、そういう意識はなかったということです。

河崎平男会長　意識なかったということですね。どなたかありますか。

山田伸幸副会長　私もいろいろ各種団体等から招待をされて、今日は食事が出ますよと言われたときは、その食事の金額を聞いて、その金額を負担するようにしておりました。ですが、話を聞いてみますと3,000円の会費であると。いうことは杉本議員は提供される料理が、いくらのものかも御存じなかったということでしょうか。

杉本保喜議員　知らなかったんですね。ほとんど主催者側の方に、全て任せると、金額的なこともですね。だから、結果いくらかかったかも、私聞いてませんし、はい。

山田伸幸副会長　通常、私の一般的なこれまで議員としての認識では、そういうことは絶対にあってはならないと思っていました。と言うのも、以

前、ある団体の飲食を伴う会に呼ばれたときに無料ですと言われたんですね。それは会の中でやっていきますので、いや私はそういうことはできないのでっていうことで、弁当代の代金をお聞きして、その弁当代を置いてくるという形にしていたんですが、そのようなことを気をつけられたことはないということでしょうか。

杉本保喜議員 会費制でやってますからですね、その時点ではそういう会費の中から払われるという感覚ですよ。

山田伸幸副会長 では、実際に出された料理を見て、その会費でやれるというような判断をされたということなんですか。

杉本保喜議員 基本そうですね。

山田伸幸副会長 これも私の取材と言いますか調査してる中で、とても負担した会費では払えないような料理だったというふうなこともお聞きしたんですが、そういうふうな認識はなかったということですか。もう1回確認させてください。

杉本保喜議員 参加された方からいろいろ話を聞いたんですけど、千差万別なんですね。オードブルだからあんなもんだろうと言う人もおれば、多いんじゃないって言う人は、あまり私は耳にしてないんですね。

山田伸幸副会長 実際に提供された料理を出されたお店の、普通に考えれば、一人前3,000円ということは、通常あり得ないというふうに、私はお聞きしてるんですが、そういった、ちょっと高い料理という認識ですけど、そういう感覚はお持ちではないということでしょうか。

杉本保喜議員 山田議員がどういう方から、どういう情報を得たのかは、私は分かりませんが、先ほど申しましたように、参加された方の意見も妥

当だよねという意見もありますし、人によってやっぱり感覚っていうか、違いますので、私は妥当かなっていう思いはありました。

河野朋子委員 私は誰からも聞いてませんし、新聞報道ぐらいしか情報がないので、その中にはやはり一人当たり5,000円相当の料理などが出されたって書いてあったんですけど、じゃあこれは新聞のほうが間違いということでもいいですか。どうなんですか。何でここまではっきり書いてあるのかよく分からないんですけど。

杉本保喜議員 皆さんもこの新聞を見てお分かりのように、新聞によってはいろんな書き方があるわけなんですね。だから、5,000円相当と書く人もおれば、そういうことを一切触れてないところもあるし、この記事を書いた人が本当に5,000円相当のものを見たのかどうなのかっていうのも定かでないんで、私がこれがうんぬんっていうことは言えないですね。

河野朋子委員 すみません。新聞の情報しかないので、そういうふうに書いてある新聞もあれば、一人当たり2,000円から3,000円を負担したっていうふうにも書いてあるので、どうもお料理と会費がほんとに一致してないってところはなんとなく読んだ感じはしたんですけど、それも事実じゃないってことでいいんですか。そこをちょっと、ここまで書いてあるのは、何で書いてあるのかなって思ったもので。

河崎平男会長 一致してないが事実かどうか、分かりますか。

杉本保喜議員 事実かどうかっていうのは、私が最初から申しましたように、この辺のところの収支については、私は一切触れてないっていうか、関知してなかったんで、何とも答えられないですね。

奥良秀委員 会費制っていうことなんですが、普通、会費制であれば座敷に上

がる前に領収書等々を頂くと思うんですが、そういった領収書は頂いているでしょうか。

杉本保喜議員 領収書は配ったんだろうと思うんですよね。それも私、関知してないんで、どうなのかは分からないですよね。

山田伸幸副会長 御自分が負担された領収書はどうなんですか。

杉本保喜議員 金一封を包んだときに、領収書をくださいって、普通言わないんで、私もそういうような範囲で領収書は受け取ってないですね。

山田伸幸副会長 少なくとも公職である議員であるならば、その辺の金品の授受があった場合は、領収書をきちっと受け取る、若しくはレシートもきちんと保管をする、そういったことが最低限、心がけられなければ、今回のように、会費として払われたのではないということが、はっきりしてきたわけですが、それがその会費以上のものだということが、当日もお分かりだったと思うんですよね。そういった際に、やはり金一封とはいえ、きちんと主催者との間でそういう領収を頂くということが必要ではなかったんでしょうか。

杉本保喜議員 確かに言われるとおりなんで、今後、そういうところのないように努めたいと思います。

河崎平男会長 そのほかありませんか。なければ次の項目に入らせていただきます。次の5番目ではありますが、杉本議員は警察の調書を受けたのかということでもあります。どうですか。

杉本保喜議員 私も警察のほうに、ランダムですけれども10回くらい呼ばれて、いろいろ質問を受けました。任意の取り調べということなんで、全員が任意の取り調べということで、取り調べを受けております。

山田伸幸副会長 当初のときも杉本議員が言われていたんですが、警察が負担した金額程度では罪に問えないという発言が、警察のほうからあったのかどうなのか、その辺はいかがでしょうか。

杉本保喜議員 直接的にはそういうふうな言葉ではないんですけども、出されたお金はドリンク代レベルの話であって、茶湯のレベルだよねっていうようなことを言われたですね。結論としては、私も検察官にも会って話をしましたけれども、私個人には問うところはありませんというふうに、検察官もそのように言われて、検察のほうに2月の下旬だったですか、呼ばれて、参考人としてお話を聞きますというような形で話をしました。

山田伸幸副会長 当初議会のほうで、全員協議会で謝罪をされたわけですが、そのときにまだ警察の捜査ということを理由に、もうこれ以上言えないとされたんですが、通常考えれば、一旦33名の方が起訴されて、その際に杉本議員だけが起訴されないという事実があるわけですが、そういう場合はもうこれで杉本議員に対して罪を問うことはないというふうなのが一般常識的だというふうに私も聞いたんですが、あのときにそういう発言をされたのは、まだ起訴される可能性があったというふうに考えておられたのでしょうか。

杉本保喜議員 先ほどから起訴という言葉が使われておりましたけれども、正確に言えば書類送検という言葉なんですね。だから、起訴とはまた話が違ってきます。

山田伸幸副会長 では書類送検される可能性があったと、自分では思っておられたということでしょうか。

杉本保喜議員 この新聞にもあるように、私自身は書類送検されてないだけ

れども、ほかの方たちは書類送検されているというような状態なので、ああいうような発言になり、とりあえずというか、こういう報道を賑わしたというようなこともあって、役職を辞任したというような現状ですよ。そして、いまだに結論はまだ何も聞いていません。したがって、後にも出てくるんですけど、説明責任はどうするんだということなんですけれど、結論が出てない中で説明責任を果たしようがないと、私は思っておるんですよ。だから、全てが明らかになったら説明責任を果たさなければいけないかなっていうふうには考えているところです。

河崎平男会長 杉本議員から6のほうにもう入りましたが、その前に5の項目についてありますか。

山田伸幸副会長 先ほどの発言からすると、警察の判断として書類も送らないし、これ以上参考人として呼ぶ程度だということは、ほかの皆さんがそういう書類送検されたことで、自分が関わったということでの認識は、その時点ではどの程度お持ちだったんでしょうか。

杉本保喜議員 ちょっと、その質問の真意が分からないんですけども、もう少し詳しくお願いします。

山田伸幸副会長 要は、警察もこれ以上は捜査もないし、もし聞くとしても参考人としてほかの捜査の関係でお聞きするということで呼ばれていたと思うんですよ。それは、この33人の方が書類送検された、その方々が今後、送検から起訴に至ると言いますか、その段階での事実確認の調査が行われたのでしょうか。いかがでしょうか。その点での御自身の判断はいかがですか。なぜ参考人として呼ばれたのか。

杉本保喜議員 なぜ参考人として呼ばれたのかは、私は分かりません。呼ぶ人側の気持ちですので、私も行って、なぜ私を呼んだんですかとは質問してませんし、ただ、山田議員が言われんとすることは、多分ほか

の方たちがまだそういう状態なので、あなたの気持ちはどうなんだって
いうことを聞いたかったんですかね。

山田伸幸副会長 それはまた別の問題です。

河崎平男会長 杉本議員、逆質問になりますので・・・（「いいですよ」と呼
ぶ者あり）。いいですか。そういうことでありますので、そのほか、5
番目の項目であります、なければ6番目の項目に移ります。よろしい
ですか。それから6の項目であります、市民への説明責任はどうする
のかということですが、お考えはありますか。

杉本保喜議員 先ほど申しましたように、まだ進行状態であるということで、
やはり説明責任を果たすにおいては、材料が確実なものでないと中途半
端な説明になって、むしろ、それは弁解じみて聞こえる可能性もあると
いう思いがあって、今に至っているという状況ですね。

河崎平男会長 今に至っているという状況で、今後、確定したらどのような形、
具体的に、例えばどういうふうな形でやられるかというお考えですか。
なければ今は。

杉本保喜議員 具体的には、まだ考えてはいないんですけれども、ただ、この
市民への説明責任というのは、どういう形が果たされたと言えるのかと
いうようなところも関わってくると思いますので、検討したいと思いま
す。

河崎平男会長 はい、結構です。ありがとうございます。その他ありますか。
委員の皆さん、説明責任についてどうするかということでもあります。

山田伸幸副会長 今皆さんのその後の行方ですね、書類送検されたあとの、起
訴になるのか、裁判になるのか、あるいは不起訴になってしまうのか、

その辺はまだ分からないということなんですが、33人の方が書類送検をされた、そのことに対する杉本議員の思いをお聞きします。

杉本保喜議員 さっき私が質問したのは、そういうことなんですけれど、無論こういうことに至っていること自体については非常にほかの方にも申し訳ないという気持ちでおります。

山田伸幸副会長 先ほどいみじくも言われていたのが、まだ結論が出ていないということなんですが、では、この結論が長引いたときに、どのようにされるのでしょうか。例えばどっかで裁判になれば相当長くかかる可能性があるんですよね。そうなったときに随分先までこの問題が先送りになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

杉本保喜議員 そういう前に、それぞれの方たちに検察庁のほうから、こういうふうになりましたよという話が出てくると思うんですよね。その段階で、どのような説明責任を果たせばいいかっていうようなことになっていくというふうに考えています。

山田伸幸副会長 普通なら、略式起訴、略式裁判という形になろうかと思うんですが、そうなれば相当速いんですが、それが明らかになったのが1月の中旬で、今なお、これが続いているということは、何らかのそういう裁判になる可能性があるのではないかなというふうにも思われるんですけど、裁判になったらほんと個人のプライバシーなくて、全員のことがそこで露見してしまうおそれがあるわけですが、そういったことに対する思いはいかがでしょうか。

杉本保喜議員 そういった思いと言われても、そういった思いに至ってるかどうか分からないし、それから、よくやる略式起訴っていうこと自体が、そこまで行くのかどうかも、今の時点では全く分からないんですよね。調査を受けた人たちも、略式起訴の話は全く聞いてないですし、だから、

そういう状態なので、それがどういうふうに進捗するかっていうのも全く分からないっていうのが、正直なところなんですよね。だから、今の時点ではどういうふうに進んでいくかということは、手がかりがないので、だから、結果が出てくるのを待つしかないかなっていう思いなんです、今の時点では。

河崎平男会長 結果を待つということで、ほかの方はありますか。なければ、調査請求についての質問は6項目でありましたので、申入書について、ダブるんですが申入れの関係で、杉本議員は起訴に至っていないが合法との認識かということでもあります。それのお答えをいただいたらと考えますが。

杉本保喜議員 合法というのは法に照らしているということなんです。法に照らして、結果として私は問われてないということを警察からも、また検察官からも言われてるんですけども、しかし、このたびのことについては、何らかの形で私は責任を取らなければいけないということで、皆さんも御存知のように役職を辞任して自重してるという形の現状ではあります。

山田伸幸副会長 今、検察、警察は、法に照らして罪に問えないというような形ということは、検察も警察も合法だと判断しているというふうな御説明でよろしいのでしょうか。

杉本保喜議員 合法でなければ違法っていうことですので、何らかの形で起訴される可能性があるよっていうようなことで、警察のほう、また、検察のほうからも話があったらと思います。だから、いわゆる問いませんよっていうことであれば、結果としては問題なかったという解釈をせざるを得んだろうっていうふうに思います。

山田伸幸副会長 それは警察、検察が、罪にまで問えないような微罪だという

ような判断をしたのではないかなというふうに私は思うんですが、杉本議員自身は、それに対して今回の問題は法には触れていないというふうに、御自分でも思っておられるでしょうか。

杉本保喜議員 今までの申しましたように、公職選挙法そのものが非常に白黒がはっきりするような書き方がされていないというところがあります。したがって、良心に訴えた場合には、この辺がかかるんじゃないかな、この辺はいいかなという思いはあります。だから、山田議員が問うようなところも無いではないですよ。

山田伸幸副会長 では、今後の対応もお聞きしてみたいんですけど、今後もういう宴会という場合に、御参加されるのかどうなのか。例えば主催者のほうから出席を求められた場合、出席をして、そこで挨拶をしたり、会費の負担をしたりする、そういう場合に出て行かれるのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

河崎平男会長 副会長から今後はということがありましたが、お答えできますか。

杉本保喜議員 皆さんもこういう答えが出るだろうなというふうに思っておられるでしょうけど、当然、同じ轍は踏みません。

河崎平男会長 なければ、これで請求書等の内容については、ほぼ確認いたしました。この中で大きい項目の2の市民への説明責任ということですが、先ほど6番で説明されましたので省かせていただきます。杉本議員、ここで何か言いたいことがありましたら言っていただけますか。なければそのまま結構ですが。

杉本保喜議員 この度の件については、本当に難しく、私自身も非常に辛酸をなめる思いでした。実際に選挙ってというのは非常に難しいなというこ

とを本当に感じたところであります。以上です。

河崎平男会長 ありがとうございます。それではこれで質疑は打ち切りたいと思います。それでは冒頭申し上げましたように、秘密会とする必要がある発言の時間を設けようと思います。秘密会とする必要のない発言がありましたら、今、発言をお願いいたします。質疑、ないですね。それでは、ないということで、秘密会とする必要のない発言は、これで終了いたします。それでは、ここで、この度の調査請求書及び政治倫理審査会についての申入れについて、杉本議員からの意見がありましたら述べていただきたいと思います。これが杉本議員の意見陳述ということでありましたら、よろしくをお願いいたします。

杉本保喜議員 もうるる申しましたように、特にございません。ただ、今回いろいろ選挙そのものは非常に捉えどころのない部分がありますけれども、十分に慎重にこれから議員活動をしていこうというふうに考えております。この度は本当にいろいろな形で皆様に御迷惑をお掛けしたことを、改めてここで深謝いたします。

河崎平男会長 今の件で杉本議員が意見を述べられましたが、今の件について質疑がありましたらお願いいたします。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 皆さん、ないということです。それでは、杉本議員の意見陳述、質疑等も終わります。今一度追加で何かありましたら述べていただいて、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 次に秘密会にすべき発言がありましたら、秘密会にしますので

発議をお願いします。ないですね。発議なしということですので、秘密会とする発議はありません。それでは、杉本議員に対する質疑、陳述は終わりました。全て終わりましたので御退席をお願いいたします。御苦労様でした。

(杉本保喜議員、退場)

河崎平男会長 それでは続けて、2番目のその他の項に入ります。その他であります。前回の審査会で関係者が書類送検された後の、現在の状況を検察庁に聞くということでありましたが、事務局、状況はどうでしたか。

石田議会事務局次長 先日電話で山口地方検察庁のほうに問合せをいたしました。文書で照会をするように話がありましたので、関係者の現在、捜査の状況、また、その結果が出ていれば結果について、こちらにお知らせいただくように文書で今、照会しております。現在、回答はまだございません。以上です。

河崎平男会長 今の状況からすると、今の状況結果については今文書で問合せをしているということであります。そういう状況でありますので、もう少し待たなければ結果は出ないと思いますので、委員の皆さんよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

河崎平男会長 次回の政治倫理基準に違反する行為の存否について次回審査したいと思います。次回の審査会の日時は、調整させていただいてホームページに出します。以上をもちまして本日の政治倫理審査会を終了いたします。

午後 2 時 3 3 分 散会

平成30年（2018年）4月27日

議員政治倫理審査会長 河崎平男